

和歌山県監査公表第8号

令和7年2月6日付け監査報告第20号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年4月8日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 玄 素 彰 人
和歌山県監査委員 山 家 敏 宏

1 和歌山県東京事務所

監査実施年月日 令和6年11月7日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 カラー複写機賃貸借業務の契約保証金免除申請について、契約実績を確認していなかったため、適正に処理されたい。	注意事項 和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）及び関係通知に基づき、適正に事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。

2 日高振興局地域づくり部

監査実施年月日 令和6年11月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 日高総合庁舎電話交換業務委託について、出納機関への合議がなされていなかったため、適正に処理されたい。	注意事項 和歌山県財務規則等に基づき、出納機関への合議区分を確認した上で適正な事務処理を行うよう、改めて関係職員に周知徹底した。

3 日高振興局農林水産振興部

監査実施年月日 令和6年11月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 (1) 旅費の支出において、居住地の記載を誤ったため過支給となっている事例があったため、適正に処理されたい。 (2) 収入調定票兼収納状況一覧票（事後調定）について、決裁がなされていなかったため、適正に処理されたい。	注意事項 (1) 過支給となった旅費については返納手続を行った。通勤届の変更を行った際には、旅費システムにおいて新たな通勤認定情報を反映させるよう所属職員に周知徹底するとともに、担当職員には職員等の旅費に関する条例（昭和41年和歌山県条例第34号）等の規定に基づき、適正な事務処理を行うよう指導した。 (2) 収納員及び出納員には起案漏れのないよう周知徹底するとともに、決裁権者においても、事後調定の決裁がされているか注意するよう指導した。

4 日高振興局建設部

監査実施年月日 令和6年11月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 廃川敷地については、令和5年度末で1件が未処理となっている。今後も、引き続き廃川敷地の現況に応じた適正な管理方法を検討するとともに、処分等を進められたい。	注意事項 王子川の廃川敷地については、令和6年度中に対象者2名への売払い手続きを進めており、全ての不法占用を解消する予定である。その他の土地については、再度の不法占用防止策として順次、舗装を行っている。今後も順次、適切な管理のために舗装を進めていく。

5 和歌山県立紀央館高等学校

監査実施年月日 令和6年11月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項	注意事項

<p>修繕料において、契約書を作成せず請書で処理している事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>和歌山県財務規則に基づき、事務処理を適正に行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>
---	---